〇香南香美老人ホーム組合個人情報保護条例

平成２９年３月２９日

条例第７号

（目的）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する必要な事項を定め、香南香美老人ホーム組合（以下「組合」という。）の機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な組合運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、文書、図画、写真、フィルム及び録音・録画テープ並びに電子計算処理に使用される磁気テープ、磁気ディスク等に記録されるもの若しくは記録されたものをいう。

（２）　特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

（３）　情報提供等記録　番号法第２３条第１項及び第２項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（４）　実施機関とは、香南香美老人組合立指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三宝荘等並びに養護老人ホーム白寿荘及び指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム白寿荘等の設置及び管理に関する条例（昭和４２年条例第８号）第１条に規定する事業所、監査委員及び議会をいう。

（５）　事業者とは、事業を営む法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

（６）　市民等とは、香南香美老人ホーム組合規約（昭和４２年高知県指令４１地第７２５号）第２条に規定する組合市の市民、利用者及び利用者家族等をいう。

（７）　電子計算組織とは、電子計算機及び端末装置を使用し、与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する組織をいう。

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　実施機関の職員又は職員であった者（以下「実施機関の職員等」という。）は、職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、自らの個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報に係る市民等の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

（個人情報取扱業務の登録）

第６条　実施機関は、個人情報（特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）を取り扱う事務を新たに開始するときは、次の各号に掲げる事項を個人情報取扱業務登録簿に登録しなければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化して行われるものでなく、かつ、継続して行われるものでもない場合は、その登録を省略することができる。

（１）　個人情報を取り扱う業務の名称

（２）　個人情報を取り扱う業務の目的

（３）　個人情報の対象者の範囲

（４）　個人情報の記録項目

（５）　個人情報の管理責任者

（６）　前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　実施機関は、前項の登録や登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめ組合長に届け出るとともに、速やかにその個人情報の登録を修正し、若しくは抹消しなければならない。

３　実施機関は、個人情報取扱業務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（特定個人情報保護評価）

第７条　実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年特定個人情報保護委員会規則第１号）第７条第４項に規定する場合においては、同項の規定により、香南香美老人ホーム組合個人情報保護審査会（第３０条第１項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

（収集の制限）

第８条　実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明確にし、適法かつ公正な手段により、その目的の達成のために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（１）　本人の同意があるとき。

（２）　法令又は他の条例に定めがあるとき。

（３）　出版、報道その他これらに類する行為により公知性が生じた個人情報について、当該出版、報道等から収集するとき。

（４）　個人の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（５）　前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

（６）　次条第２項の規定により実施機関内の他の業務又は他の実施機関の個人情報を利用するとき。

２　実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は他の条例の規定に基づいて取り扱うとき、又は正当な行政執行のために真にやむを得ないと認めて取り扱うときは、この限りでない。

３　実施機関は、第１項第４号又は第５号の規定により本人以外のものから個人情報を収集したときは、公示その他適切な方法によりその旨を周知させなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

４　本人又はその代理人による法令の規定等に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該本人若しくはその代理人又はその他の者の個人情報が収集されたときは、その個人情報は、第１項の規定により収集されたものとみなす。

（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）

第９条　実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について、個人情報を取り扱う業務の目的の範囲を超える利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。

（１）　本人の同意があるとき。

（２）　法令又は他の条例に定めがあるとき。

（３）　個人の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。

２　実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、実施機関が定める事項を記録しなければならない。

３　実施機関は、目的外利用又は外部提供をしたときは、公示その他適切な方法によりその旨を周知させなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

（特定個人情報の利用の制限）

第１０条　実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

２　実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

３　第１項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令又は他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

４　実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部署等に限るものとする。

（電子計算組織の結合の制限）

第１１条　実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、実施機関以外の電子計算機その他の情報機器と通信回線により結合をして、個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を提供してはならない。

２　実施機関は、前項の方法により個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

（適正管理）

第１２条　実施機関は、その保存する個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置くとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

（１）　個人情報は、正確かつ必要に応じて最新なものとすること。

（２）　個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故等を防止すること。

（３）　実施機関は、保存する必要のなくなった個人情報を速やかに廃棄し、又は消去すること。

（委託に伴う措置）

第１３条　実施機関は、個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

２　実施機関から個人情報に係る業務の処理の委託を受けた者（次項において「受託者」という。）は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じなければならない。

３　前項の受託者及び受託した当該業務の処理に従事している者又は従事していた者（以下「受託業務従事者等」という。）は、その業務の処理に当たって知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（自己情報の開示請求）

第１４条　何人も、実施機関に対し、実施機関が管理する自己を本人とする個人情報（以下「自己情報」という。）の開示及び訂正又は削除（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。

２　次の各号に掲げる個人情報について、当該各号に定める者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（１）　自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）　未成年者又は成年被後見人の法定代理人

（２）　自己に係る特定個人情報　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

（開示しないことができる個人情報）

第１５条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、その個人情報を開示しないことができる。

（１）　法令又は他の条例の定めるところにより、明らかに本人に開示することができないとされているもの

（２）　個人の指導、診断、評価、判定、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、個人の指導、診断、評価、判定、選考等に支障を生ずるおそれのあるもの

（３）　本人以外の第三者に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該第三者の正当な利益を侵すおそれのあるもの

（４）　調査研究、計画、検討、審議又は協議その他実施機関の意思決定過程における個人情報であって、開示することにより、その意思決定若しくは将来の同種の意思決定を公正又は適正に行うことが著しく妨げられるおそれのあるもの

（５）　交渉、争訟、調査、人事等の実施機関が行う事務事業に関する個人情報であって、開示することにより、その事務事業又は将来の同種の事務事業の実施の目的が達成できなくなるなど、公正かつ適正な執行が著しく妨げられるおそれのあるもの

（６）　国又は他の地方公共団体との間における協議、依頼若しくは委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国又は他の地方公共団体との協力関係を損なうおそれがあるもの

（７）　開示することにより、個人の生命、身体、財産の保護又は犯罪の防止その他公共の安全確保に支障が生じるおそれのあるもの

（８）　実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上開示しないことが必要であると認めたもの

（部分開示）

第１６条　実施機関は、開示請求に係る個人情報が前条各号のいずれかに該当する情報を記録した部分とその他の部分からなる場合において、それらを容易に分離でき、かつ、当該その他の部分を開示することにより、請求の趣旨の全部又は一部を充足することができるときは、当該その他の部分については開示しなければならない。

（開示の請求の手続）

第１７条　個人情報の開示、訂正、削除又は中止等（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

（１）　氏名及び住所

（２）　開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

（３）　訂正、削除又は中止等を求める内容

（４）　その他実施機関が定める事項

２　開示等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、その開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人等であることを確認するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

３　訂正又は削除の請求をしようとする者は、訂正又は削除の内容が事実に合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

（開示請求に対する決定）

第１８条　実施機関は、前条の規定による開示請求があったときは、その請求を受理した日から起算して１５日以内（ただし、訂正又は削除の請求については３０日以内）に、開示等の可否を決定しなければならない。

２　実施機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を直ちに書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、個人情報の開示をしないこと（個人情報の一部を開示しないことを含む。）を決定したときは、その理由を併せて通知するとともに、その理由がなくなる期日を明示できるときは、その期日を付記しなければならない。

３　実施機関は、第１項に規定する期間内に決定できない正当な理由があるときは、その期日を延期することができる。この場合において、実施機関は、延期の理由及び決定できる時期を書面により請求者に通知しなければならない。

４　実施機関は、第1項に規定する決定を行う場合において、その決定に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめその第三者の意見を聴くことができる。

５　実施機関は、訂正、削除及び中止の請求の内容を勘案して必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

（開示の方法）

第１９条　実施機関は、前条第１項の規定により、開示の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をしなければならない。

（１）　文書、図画、写真及びフィルムに記録されている個人情報　当該文書等の閲覧又は写しの交付

（２）　録音・録画テープに記録される個人情報　当該録音・録画テープの視聴取

（３）　電子計算機処理に使用される磁気テープ、磁気ディスク等に記録された個人情報　当該磁気テープ、磁気ディスク等から通常の方法により印字装置を用いて出力されたものの閲覧又は写しの交付

（４）　その他の物に記録されている個人情報　前３号の方法に準じた方法

２　実施機関は、開示の請求に係る個人情報が記録されたもの等を直接開示することにより、その個人情報が記録されたもの等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その個人情報が記録されたもの等の写しにより開示することができる。

３　個人情報の開示を受ける者は、その開示に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

（開示請求の特例）

第２０条　実施機関があらかじめ定めた個人情報の開示請求については、第１７条第１項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

２　第１７条第２項の規定は、前項の規定により開示請求をしようとする者について準用する。

３　第１項に規定する口頭による開示請求があった場合における当該個人情報の開示については、第１８条第１項並びに前条第１項及び第２項の規定にかかわらず、実施機関の定める方法により行うものとする。

（費用負担）

第２１条　この条例の規定に基づき個人情報の写しの交付を受ける者は、その個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めた場合、その費用の負担を減免することができる。

２　個人情報の記録の閲覧及び視聴取に要する費用並びに訂正の請求に係る費用は、無料とする。

（利用停止請求権）

第２２条　何人も、実施機関が保有する公文書に記載された自己情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が当該個人情報を保有する実施機関により第８条の規定に違反して収集されているとき、又は第９条の規定に違反して利用され、若しくは提供されていると思料するときは、実施機関に対し、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用停止に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

２　何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（１）　当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第１０条の規定に違反して利用されているとき、番号法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第２８条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき　当該特定個人情報の利用の停止又は消去

（２）　番号法第１９条の規定に違反して提供されているとき　当該特定個人情報の提供の停止

３　法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

（利用停止請求の手続）

第２３条　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

（１）　利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

（２）　利用停止請求しようとする個人情報（情報提供等記録を除く。次条及び第２５条において同じ。）を特定するために必要な事項

（３）　利用停止を求める理由

（４）　前３号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る個人情報の本人の法定代理人等であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３　実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

第２４条　実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第２５条　実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第２６条　前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して３０日以内にしなければならない。ただし、第２３条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第２７条　実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）　この条の規定を適用する旨及びその理由

（２）　利用停止決定等をする期限

（救済の手続）

第２８条　請求者が、第１８条による決定又は開示等の請求若しくは利用停止請求に係る不作為に不服のあるときは、審査請求をすることができる。

２　第１８条による決定又は開示等の請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第２９条　前条第１項による審査請求を受けた実施機関は、第１８条による決定又は開示等の請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、請求がされた日から起算して１５日以内に、審査会にその審査請求について諮問しなければならない。

（１）　審査請求が不適法であり、却下する場合

（２）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（第三者から当該個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

（３）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

（４）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合

（５）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の中止をすることとする場合

（６）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

２　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

３　第１項の諮問に対する答申を受けた実施機関は、その答申を尊重し、答申を受けた日から起算して７日以内に裁決をしなければならない。

（個人情報保護審査会）

第３０条　第７条の規定により意見を述べ、及び前条第１項により諮問された審査請求を審査するため、香南香美老人ホーム組合個人情報保護審査会を置く。

２　審査会は、前項の審査を行うほか、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べることができる。

３　審査会の委員は、５人以内とし、地方自治及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから組合長が委嘱する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　審査会は、前条第１項の規定による諮問があったときは、当該諮問のあった日から起算して３０日以内に答申するよう努めなければならない。

６　審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、関係実施機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料の提出、意見の聴取又は説明を求めることができる。

７　委員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

８　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、組合長が定める。

（苦情又は相談の処理）

第３１条　組合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

（運用状況の公表）

第３２条　組合は、毎年１回、この条例の運用状況について公表するものとする。

（他の法令との調整等）

第３３条　第１４条から第１９条までの規定は、法令又は他の条例の規定により、個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の開示又は訂正その他これらに類する手続が定められている場合については、適用しない。ただし、個人情報に係る本人からの開示の請求については、この条例によるものとする。

（罰則）

第３４条　実施機関の職員等、受託業務従事者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第３５条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第３６条　実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第３７条　前３条の規定は、組合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第３８条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。

（委任）

第３９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。